様式第4号(第3条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　様実施機関　　　　　　　　　　　非開示決定通知書　　　年　　月　　日付けの開示請求について、身延町情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。 |
| 　 | 1　公文書の名称 | 　 | 　 |
| 2　非開示とする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | ［根拠規定］ |
| ［その理由］ |
| 3　担当課等名 | 課　　担当名　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　内線　　　　　番 |
| 備考 | 　 |
| 教示　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。　　　また、この決定があったことを知った日(身延町実施機関に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町実施機関の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町実施機関を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町実施機関となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 |